

## 日本家庭科教育学会中国地区会 会則

第1条（名称）本会は、日本家庭科教育学会会則第2条に則り、日本家庭科教育学会中国地区会と称する。

第2条（目的）本会は、家庭科教育に関する研究を推進し、併せて会員相互の親睦・向上・連絡を図ることを目的とする。

第3条（事業）本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。地区総会・研究発表会・講演会・その他必要と認められる活動。

第4条（会員）本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 日本家庭科教育学会の会員のうち、規定の地区会費を納入した者
- (2) 小学校・中学校・高等学校・大学（短大を含む）の家庭科教育関係する教職員および家庭科教育に関心ある者で、規定の地区会費を納入した者

第5条（役員）本会に、次の役員をおく。

- |          |    |       |    |        |    |
|----------|----|-------|----|--------|----|
| (1) 地区会長 | 1名 | 地区副会長 | 1名 | 地区会代表者 | 2名 |
| 監事       | 2名 | 庶務会計  | 2名 |        |    |

(2) 役員を選出は、地区総会において行う。

第6条（役員の任務）役員は、次のとおりとする。

- (1) 地区会長は、本会を総括し本部との連絡にあたる。
- (2) 地区副会長は、地区会長を補佐し地区会長に自己ある時はその任務を代行する。
- (3) 地区会長、地区副会長、庶務会計は役員会を構成し、会務を審議し執行する。
- (4) 監事は、会計の監査をする。
- (5) 地区会長および地区副会長は、日本家庭科教育学会地区会代表者を兼ね、その任務にあたる。

第7条（役員の任期）役員は、2年とする。但し、再選を妨げない。

第8条（会計）本会の経費は、地区会費・本部からの還付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
3. 地区会費は、年1,000円とし、会計年度の開始時に納める。

第9条（付則）会則の変更は、総会の議を経て行う。

2. この会則の施行に必要な細則は、役員会の議を経て別に定める。
3. 本会の事務所は、地区会長所属の機関におく。
4. 本会の住所は、上記3の事務所の住所におく。
5. この会則は、昭和56年2月28日から施行する。

(改正昭和62年12月6日 第8条2項)

(改正平成16年8月21日 第9条4項)

(改正平成20年8月23日 第5条、第6条)

(改正平成30年8月17日 第5条)

(改正令和4年8月27日 第4条)